池田市(消防)告示第2号

消防法第17条の3の2の消防用設備等で消防 設備点検資格者による点検を要する防火対象物 について

消防法施行令(昭和36年政令第37号)第36条第2項第2 号の規定に基づき消防法第17条の3の3消防用設備等について 消防設備士免状の交付を受けている者、又は自治大臣が認める資格 を有する者に点検をうけさせなければならない防火対象物を次の とおり指定する。

昭和51年4月10日

池田市消防長 山 川 増 平

消防法施行令別表第1に掲げる区分

	令別表の区分		防 火 対 象 物 の 種 類	延面積
1	5項	口	寄宿舎・下宿又は共同住宅	
	7項		小学校・中学校・高校・大学・各種学校等	
	8項		図書館・博物館・美術館等	
	9項	口	公衆浴場	
	10項		車両の停車場等	
	11項		神社・寺院・教会等	
	12項	イ	工場又は作業場	1,000㎡以上
		口	映画スタジオ又はテレビスタジオ	
	13項	イ	自動車車庫又は駐車場	
		口	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
	14項		倉 庫	
	15項		官公署・銀行その他の事務所等	
	16項	口	16項イ以外の複合用途防火対象物	
	17項	_	文化財保護法の規定によって指定又は認定されたも	
2	18項		延長50メートル以上のアーケード	1,000㎡以上